

地方自治法の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

第一 勤務形態が常勤職員等に準ずる非常勤職員に対する常勤職員等との権衡を考慮した給与の支給

一 普通地方公共団体は、条例で特別の定めをした場合は、非常勤の職員のうちその勤務形態が常勤の職員又は短時間勤務職員に準ずる者に対し、常勤の職員又は短時間勤務職員との権衡を考慮し、条例で定める手当に相当する給与を支給することができること。

二 一の給与の額及びその支給方法は、条例でこれを定めなければならないこと。

(第二百三条の二第四項及び第五項関係)

第二 その他

所要の規定の整理を行うこと。